

鳥取県企業局訓令第2号

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局公印規程（昭和38年鳥取県企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前			
別表（第2条関係） 公印の種類 ひな形 寸法 管守者 知事印～企業出納員印 略 ひな形 (1)～(10) 略	別表（第2条関係） 公印の種類 ひな形 寸法 管守者 知事印～企業出納員印 略 <u>専用知事印</u> <u>”(11)</u> <u>”21</u> <u>所長</u> ひな形 (1)～(10) 略 <u>(11)</u> <table border="1"><tr><td>鳥 取 県</td></tr><tr><td>知 事 印</td></tr><tr><td>何 専 用</td></tr></table>	鳥 取 県	知 事 印	何 専 用
鳥 取 県				
知 事 印				
何 専 用				

附 則

この訓令は、平成24年7月20日から施行する。